

○社会福祉法人台東区社会福祉協議会のはつらつサービス事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人台東区社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、高齢者や障害のある方が、住みなれた街で安心して自立した生活ができるため、各種の在宅福祉サービス事業（以下「はつらつサービス」という。）について、規定することを目的とする。

(事業内容)

第2条 はつらつサービスは、次の各号に掲げるとおりとし、会員制（第3号の利用者を除く。）により実施するものとする。

- (1) 家事援助サービス
- (2) 介護援助サービス
- (3) 身の回り応援サービス
- (4) 配食サービス

(実施方法)

第3条 前条第1号及び第2号のサービス（別表第1及び第2）は、サービスを利用する会員（以下「利用会員」という。）に対し、社協のサービスに協力する会員（以下「協力会員」という。）を紹介する方法により、有償で実施するものとする。

2 前条第3号のサービス（別表第3）は、サービスを受ける利用者（以下「利用者」という。）に対し、協力会員を紹介する方法により、有償で実施するものとする。

3 前条第4号のサービス（別表第4）は、利用会員に対し、社協の委託を受けた業者が調理し宅配する方法により、有償で実施するものとする。

(会員の定義)

第4条 前条第1項に規定する利用会員は、台東区に居住する高齢者又は障害のある者で、社協のはつらつサービスを利用するものをいう。

2 協力会員は、社会福祉及び社協の事業に理解を有し、はつらつサービスの活動に協力する者をいう。

(会員の登録等)

第5条 第2条第1号、第2号又は第4号のサービスを受けようとする者は、利用会員申込書(第1号様式)により、第3号のサービスを受けようとする者は、身の回り応援サービス利用申込書（第1－2号様式）により、社会福祉法人台東区社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に申込みものとする。ただし、申込み手続が困難な場合は、その親族又は介護者が申込みことができる。

2 協力会員として登録しようとする者は、協力会員登録届書（第2号様式及び第2－2号様式）により会長に届出をし、会員となることができる。

(協力会員証の交付)

第6条 前条第2項により協力会員として登録した者には、協力会員証(第3号様式)を交付する。

(変更事項の届出)

第7条 利用会員は、第5条第1項に規定する申込書の記載事項に変動があった場合は、速やかに会長に届出なければならない。

(協力会員の守秘義務)

第8条 協力会員は、はつらつサービスの活動中又はこれに関連して知り得た利用会員、利用者若しくはその家族等の情報、その他秘密とすべき情報を他に漏らしてはならない。協力会員の資格を喪失又は退会した後も同様とする。

2 協力会員は、はつらつサービスの活動をするとき、協力会員証その他の身分を証するものを携帯し、利用会員等から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、会長が特に必要と認めることについては、これを遵守しなければならない。

(活動の制限)

第9条 協力会員は、はつらつサービスの活動中に、金銭の貸借、物品のあつせん、販売、宗教活動、政治活動等を行ってはならない。

(会員資格の喪失)

第10条 利用会員及び協力会員は、次の各号の一に該当した場合、その資格を喪失する。

(1) 利用会員又は協力会員が死亡した場合

(2) 利用会員が転出した場合

(3) 利用会員又は協力会員が退会した場合

2 会長は、協力会員が第8条及び第9条の規定に違反した場合又は社協の名誉を著しく傷つけたときは、資格を喪失させることができる。

3 会長は、利用会員として著しくふさわしくない行為があったときは、資格を喪失させることができる。

(費用弁償)

第11条 会長は、協力会員がはつらつサービスの活動をしたときは、別表第1及び第2に定める利用料と同額を費用弁償として支払うものとする。

(点数の預託)

第12条 協力会員は、前条で規定する費用弁償を別表第5に定める点数により500点を限度として預託することができる。

2 前項に規定する点数の預託をした協力会員が、はつらつサービスの利用を申込んだときは、第2条第1項第1号及び第2号に定めるサービスを、預託した範囲内で受けることができる。

3 前項の協力会員のほか、はつらつサービスの提供を受けることができる者

は別に定める。

(点数の現金化)

第13条 預託した点数は、協力会員の申出により一括して現金化することができる。

2 協力会員の預託した点数は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、一括して現金で支払うものとする。

(1) 死亡した場合

(2) 退会した場合

(研修)

第14条 会長は、協力会員の資質や技術の向上を図るため、研修を実施しなければならない。この場合において、協力会員は研修に積極的に参加するものとする。

(調査報告)

第15条 会長は、協力会員に対し、当該協力会員が行ったはつらつサービスの活動状況の調査又は報告を求めることができる。

(関係機関との連携)

第16条 会長は、はつらつサービス事業の実施にあたり、台東区及び台東区民生委員・児童委員協議会等の関係機関と連携を図り、事業の円滑な運営に努めるものとする。

(個人情報の提供)

第17条 会長は、はつらつサービス事業の実施にあたり、利用会員又は協力会員の個人情報について、同意を得た上で、会長が指定した委託業者及び関係機関に対し、必要に応じて提供することができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

2 社会福祉法人台東区社会福祉協議会はつらつサービス事業規程（平成11年4月1日施行）は廃止する。

3 社会福祉法人台東区社会福祉協議会はつらつサービス会員規程（平成11年4月1日施行）は廃止する。

4 この要綱の施行前のはつらつサービス事業及び会員に関する取扱は、この要綱に基づくものとみなす。

付 則

1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

2 第12条第1項の規定に基づく新たな点数の預託は、平成20年3月31日をもって廃止とする。なお、廃止日以前に点数の預託をした者の取扱は、

第12条第2項及び第3項及び第13条の規定によるものとする。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表第1

サービス名	サービス内容	利用料
家事援助	(1) 食事の支度 (2) 衣類の洗濯、補修 (3) 住居等の掃除、整理整頓 (4) 生活必需品の買物 (5) 歩行可能な者に対する通院介助、外出介助	月曜日～土曜日 一時間 700円
サービス	(6) 話し相手、見守り (7) その他、会長が必要と認めた家事に関するサービス	日曜日 祝日 ※年末年始 一時間 770円

別表第2

サービス名	サービス内容	利用料
介護援助	(1) 身辺介助、食事介助 (2) 体位交換、排泄介助 (3) 清拭、おむつ交換、シーツ交換 (4) 入浴介助の補助 (5) 自力歩行が困難な者に対する外出介助（くるま椅子の介助等）、通院介助 (6) その他、会長が必要と認めた介護援助に関するサービス	月曜日～土曜日 一時間 1,050円
サービス		日曜日 祝日 ※年末年始 一時間 1,050円

※ 年末年始とは、12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び1月3日をいう。

別表第3

サービス名	サービス内容	利用料
身の回り 応援 サービス	30分以内で終了する緊急性、危険性、 専門性、継続性のない簡単な作業 (例) (1) 電球、蛍光灯の交換 (2) 軽易な小家具の異動 (3) 体調を崩したときの近所への買物 (4) 季節の衣替え (5) 植木の水遣り (6) その他、会長が必要と認めるもの	月曜日～金曜日 30分 300円 (上限一時間)

別表第4

サービス名	サービス内容	利用料
配食サービス	① 普通食 600円から761円相当の昼食及び夕食 ② 特別食(カロリー、たんぱく質等の調整食) 720円から920円相当の昼食及び夕食	一食あたり170円を 差し引いた金額

※ 年中無休(12月29日から1月3日までの年末年始も同一利用料)で配食を実施する。

別表第5

サービス名	一時間当たりの預託点数
家事援助サービス	1点
介護援助サービス	1.5点